

歯科健康診査ガイド

□ 子供の生活習慣

支援マニュアル 別冊



仙 台 市

歯と口の健康づくりネットワーク会議

はじめに

「仙台市・歯と口の健康づくりネットワーク会議」では、生涯にわたる歯と口の健康づくりを推進するために、その基礎を培う幼児期に焦点をあてた「歯と口の健康づくりマニュアル」の3分冊「子どもの歯と口の基礎知識」「子どもの生活習慣支援マニュアル」「フッ化物応用マニュアル」を制作し、子どもの「歯と口の健康づくり」を支援する方々に活用していただいております。

今回、その中の「子どもの生活習慣支援マニュアル」の別冊として「歯科健康診査ガイド」を制作いたしました。

マニュアルの中でも述べているように、歯と口の健康づくりの目標は単にむし歯の本数を減らすことだけではありません。歯と口の健康づくりを通じて望ましい生活習慣や健康的な生活への具体的な行動ができる子どもを育てることもまた重要な課題となっています。そのためには、家庭の役割も大変重要ですが、幼児期の健康教育の一翼を担う幼稚園・保育所（以下園と表記します）の役割もまた同様に大きいものがあります。

本ガイドはむし歯予防活動が園での保育計画の中に取り入れ、実践される際に関係機関と連携・協働して推進していくための基本となる標準的な歯科健康診査の実施方法や診査基準および健診実施にあたって留意すべき事項、むし歯予防に関する取り組みを評価するための健診結果の集約と評価の方法などを示しています。

歯科健康診査を通じ、園児や保護者が歯と口の健康状態を知り、歯と口の健康づくりのための行動をとることができ、また、園はひとり一人の園児や園全体の状況を把握し保育活動に生かされることを願っています。

歯と口の健康づくりネットワーク会議

仙台市，(社)仙台市医師会，(社)仙台歯科医師会，(社)仙台市薬剤師会，
仙台市教育委員会，仙台私立幼稚園連合会，仙台市PTA協議会，
仙台市保育所連合会，東北大学大学院歯学研究科，
宮城県歯科衛生士会，宮城産業保健推進センター（五十音順に掲載）

歯科健康診査ガイド

目

次

第1章 歯科健康診査の目的とねらい

- 1 歯科健康診査の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 2 歯科健康診査のねらい・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

第2章 歯科健康診査の実際

- 1 事前の準備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
 - (1) 健診の実施計画を作成し職員の役割分担・・・・・・・・ 3
 - (2) 会場の整備や器具、器材や健診票等の帳票類の準備・・・・ 3
 - (3) 健診準備に当たっての点検項目・・・・・・・・・・・・ 4
- 2 健診当日・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 3 健診終了後・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
 - (1) 保護者への結果通知と個別指導・・・・・・・・・・・・ 5
 - (2) 園での取り組み計画の立案と実施・・・・・・・・・・・・ 6

第3章 健診結果の集計・分析および分析結果の還元について

- 1 園での健診結果の集計と報告について・・・・・・・・・・・・ 7
- 2 仙台市全体の集計・分析について・・・・・・・・・・・・ 7
 - 【参考1】歯科健康診査票と記入要領・・・・・・・・・・・・ 8
 - 【参考2】データ入力シート記入要領・・・・・・・・・・・・ 12
 - 【参考3】歯科健康診査パネル・・・・・・・・・・・・ 13

第1章 歯科健康診査の目的とねらい

「食べる」「話す」という口を使った機能・行動は乳幼児期に獲得し、発達する大切な機能です。これらの機能の正常な発達を促すためには、口と歯が健康であることが必要となります。乳幼児期を通じて健康な乳歯を保持し、永久歯の萌出を迎えられることは子供の心と身体健康と健全な発育・発達に欠かすことができません。

保育所・幼稚園（以下、園）に通園する幼児期は乳歯列の完成、永久歯の萌出する時期にあたり、咀嚼機能の発達も含め、歯および口の機能、形態に大きな変化の見られる時期です。従って、この時期に行われる歯科健康診査（以下、歯科健診）は保護者や子供たちの歯と口に対する関心を高め、歯を教材とした健康教育のよい機会として有効活用できるものと思われます。

幼稚園・保育所における歯科健康診査（以下歯科健診と表示）の目的とねらいについて「歯と口の健康づくりマニュアル 子どもの生活支援マニュアル（仙台市・歯と口の健康づくりネットワーク会議）」は以下のように示しています。

1 歯科健康診査の目的

園で行う健診は、病院で行う医学的立場から病気を特定したり、治療のための検査（検診）をすることとは異なり、健康かどうかの「ふるいわけ」をし、健康増進を図るために行います。歯科健診を行うこと自体にむし歯予防効果があるわけではなく、その結果を上手に生かした、個人・（保護者）や集団（園）に対して行われる事後指導（健康教育）に役立てることが重要です。

2 歯科健康診査のねらい

- ・園児が、自分自身の歯と口の健康状態を知り、むし歯やその他の病気の予防に努め、健康な歯や口を育めるようにする。
- ・園で行う歯と口の健康づくりに対する保護者の理解、協力を深め、家庭での実践を促す。
- ・保健指導の教材として利用する。
- ・園全体や個々の幼児のむし歯予防に関する課題解決の資料とする。



第2章 歯科健康診査の実際

1 事前の準備

健診は歯や口の健康づくりのための健康教育・指導の年間計画の一環として行います。健診の目的とねらいを職員同士が理解しあい、園長をはじめ園職員、園歯科医（健診を担当する歯科医）みんなで取り組みましょう。

(1) 健診の実施計画の作成と、職員の役割分担



園(所)長

健診全体の総括
職員への指導助言
園歯科医との情報交換など



クラス担任

出欠児の確認
健診会場への誘導
園児の健康状態の把握
歯科医への情報提供
健診結果の家庭への連絡など



健診担当者

園歯科医との連絡調整
園長、クラス担任との連絡調整
健診器具・器材の消毒と準備
実施状況の把握と調整
必要に応じて健診補助・記録など

事前に園児の関心を高める工夫を。

紙芝居・エプロンシアター・パネル等

(2) 会場の整備や器具、器材や健診票等の帳票類の準備

(健診会場レイアウト例)

- 園児
- スタッフ

・健診の流れを把握・調整
・必要に応じて
健診補助・健診票記録

健診担当者



・出欠児の確認、会場への誘導
・受診時のお約束（静かに待つ・並ぶ）



クラス担任

2歳児以下は 仰向けで
3歳児以上は 立たせて(あるいは椅子に座らせて)健診します。
(補助職員が体・頭部・足を保定します)

・窓際など明るいところで。
・必要なら照明を準備しましょう。

健診



・手洗い・消毒 準備 OK?
・ミラーなどの器材は?

歯科医師



(3) 健診準備にあたっての点検項目

健診会場

健診は明るい場所ですか。...必要なら照明を準備しましょう。

清潔で、静かな場所ですか。...園児が待つ場所とは別にしましょう。

流水での手洗いが可能ですか。...手指の消毒液も準備しておきましょう。

(速乾性すりこみ式手指消毒液：商品名ウエルパス等)

健診器材

器材は何を使用しますか。...担当歯科医と打ち合わせをします。

ミラーのほかに必要に応じて探針(先端の鋭利でない、WHOの推奨するプローベが望ましい)ピンセット等を不足のないように準備します。(ティッシュ、脱脂綿等の消耗品も忘れずに)破損がないことを確認しましょう。

滅菌・消毒は済んでいますか。

健診票(参考1; 歯科健康診査票:P9)

園児の氏名等, 記入漏れはありませんか。

健診票の記載方法を把握していますか。...記録者や補助者となる職員は歯科医と事前に十分に打ち合わせを行いましょう。(9~13ページ参照)

園児の健康状態を把握しましょう。...前年度の結果を活用し、むし歯の多かった子供をチェックしておきます。

保護者への取り組み

事前の周知は? ... 昨年の結果などもふまえ, 理解と協力を得るためにおたより等で周知します。(口の中を清潔にすることも忘れずに伝えましょう。)

アンケート調査... 園児の日常生活、習慣などを事前に保護者に記入してもらいます。

健診時や保健指導の資料として使用しましょう。(下記の例を参考にしてください)

「歯・口の健康調査票(例)」

歯科健診を 月 日に行います。お子さんの歯と口についてお聞きます。
あてはまるものに をつけてください。

組 氏名 _____

- 1 むし歯や痛んだりする歯がありますか (はい・いいえ)
- 2 歯並びやかみ合わせが気になりますか (はい・いいえ)
- 3 お子さんは歯みがきを毎日行っていますか (はい・いいえ)
- 4 仕上げみがきをしていますか (はい・いいえ)
- 5 おやつ時間は決まっていますか (はい・いいえ)
- 6 おやつは甘い物が多いですか (はい・いいえ)
- 6 フッ素塗布を受けたことがありますか (はい・いいえ)
- 7 お子さんのかかりつけの歯科医院はありますか (はい・いいえ)
- 8 その他、気になることがあればご記入ください

(例; 指しゃぶりがやめられない・いつも口をポカンとあけている)

()

幼稚園

2 健診当日

園職員は事前に決められた役割を確実に実行しましょう。

園児が楽しい雰囲気を取り組めるよう、媒体を使用するなど工夫しましょう。

3 健診終了後

(1) 保護者への結果通知と個別指導

アンケート調査の結果などを利用し、個々の園児にあった具体的助言を盛り込みましょう。

予防・治療について...あらかじめ園歯科医などから情報収集しておきましょう。

かかりつけ歯科医による定期健診を勧めましょう。

治療が必要な場合...早急に受診するよう勧めましょう。

治療が進まない場合...受診を強制せず、きっかけがつかめるよう助言しましょう。

かみ合わせについて...必要に応じて専門医との相談を勧めましょう。

結果の報告には下記の例を参考にしてください。

(例) 健診結果のお知らせ

年 月 日 〇〇〇〇〇幼稚園 組 氏名
歯の健康診査結果のお知らせ
歯の健康診査の結果は下記のとおりです。
<input type="checkbox"/> 健康です。今回、むし歯や口に治療を必要とする病気はありませんでした。
◇ おやつは甘いものをひかえ、時間と量、回数を決め、毎日の仕上げみがきは忘れずにしましょう。
<input type="checkbox"/> むし歯になりそうな歯があります。次のことに気をつけましょう。
◇ 夜眠る前には鏡を見て、ていねいに歯みがきをしましょう。 (特に奥歯のかみ合せや上の前歯の歯肉との境目) ◇ 甘い食べ物をだらだら食べるのはやめましょう。 ◇ 甘い食べ物を食べたら、ブクブクうがいしましょう。 ◇ お父さん、お母さんに仕上げみがきをしてもらいましょう。
<input type="checkbox"/> 軽度な歯肉炎があり、定期的観察が必要です。次のことに気をつけましょう。
◇ 歯みがきをするときは鏡を見て、歯と歯肉の境目をしっかりみがきましょう。 (歯肉炎は上手な歯みがきができれば早いうちに改善することができます。) ◇ 治りにくいときは歯科医院で相談しましょう。 ◇ お父さん、お母さんに仕上げみがきをもらいましょう。
<input type="checkbox"/> 歯みがきの状態が悪く、歯の汚れや歯垢の沈着があります。
歯垢はバイ菌のかたまりですから、むし歯や歯周疾患の原因になります。 (夜眠る前には鏡を見ながら丁寧にみがく、よい生活習慣をつけましょう。お父さん、お母さんに仕上げみがきをもらいましょう)
<input type="checkbox"/> かみ合せ、顎の関節などの定期的な観察が必要です。
次の健康診断でもチェックしますが、心配なことがありましたらかかりつけ歯科医等に相談してください。

(2) 園での取り組み計画の立案と実施

健診結果の集計・分析を行い、園での取り組みの参考にしましょう。

今後の取り組み計画...園歯科医と相談しましょう。

園では：職員の意識の共有・健康教育（事後指導）の推進
保護者の啓発（おたより等）

家庭では：健康づくりの実践

地域では：地域保健関係機関等との連携した事業の推進

具体的実践については、「子どもの生活支援マニュアル 第2章」を参照

保健所は地域の子供たちの歯の健康状態についての資料を保有しています。いつでも情報の提供を受けられます。同じ地域の同年齢の子供のむし歯の保有状況なども参考にできます。

参考例：保健だより

保健だより〇〇月号

平成〇〇年△△月××日

■〇月〇〇日に歯科健診がありました。

健診までの間にかんばって治療したり、乳歯が抜けていた人もあり、だいぶむし歯のある人が少なくなりました。

むし歯のあった人[春] 213名(43.8%)→[秋] 143名(29.2%)

残念なのは、春の健診のあと治療に行っていない人が65名(秋にむし歯のあった人の45.5%)もいることです。健診のたびに「むし歯をなおそうね」と言われ、本人も健診が苦痛になっているのではないかと思います。『歯医者に連れていく時間がない。』『予約がなかなかとれない』『行くのを嫌がる。』など理由はあるとは思いますが、むし歯も病気のひとつです。それも、放っておいて治る病気とは違うのです。「乳歯だからそのままでも・・・」でなく、子どもの将来の健康を考え、是非治療に連れて行ってあげて欲しいと思います。

また、「治したばかりなのに、またむし歯と言われた」という人もいるかと思えます。歯の質が弱く、むし歯になりやすい。歯みがきが十分にできていない。などが考えられます。また、面倒がらずに徹底して治療をすませ、「今度はむし歯をつくらない」ことに全力であたってください。

次のような、予防に関する記事も合わせて掲載することがポイントです。

豆知識 その1・・・仕上げみがき

6月4日～10日は歯の衛生週間です。毎日が忙しく過ぎてゆくかと思いますが、きちんと夜の仕上げみがきをすることでむし歯を予防しましょう。むし歯を作らなければ歯医者さんでいやな思いをせずすみ、大切なお子さんに苦痛を与えずにすみます。

★★★上手な仕上げみがきのポイント★★★

- ・お子さんをあお向けに寝かせ、頭を膝に乗せます。
- ・上下の唇を開き、よく歯が見えるようにします。
- ・楽しく、やさしく、みがきます。
- ・特に、歯と歯ぐきの境目、歯と歯のあいだ、歯の噛み合う溝のなかに、汚れがたまりやすくなっています。
- ・歯ブラシは、ヘッドが小さく、毛先の短かめのものを選びます。
- ・みがく順番を決め、みがき残しのないようにします。

※自分である程度できるようになっても、小学校低学年位まではうまくみがけないので、仕上げみがきが必要です。

第3章 健診結果の集計・分析および分析結果の還元について

1 園での健診結果の集計と仙台市への報告について

健診結果の集計は別途送付されているフロッピーディスク（FD）に入力することにより行ないます。（参考2：データ入力シート記入要領）

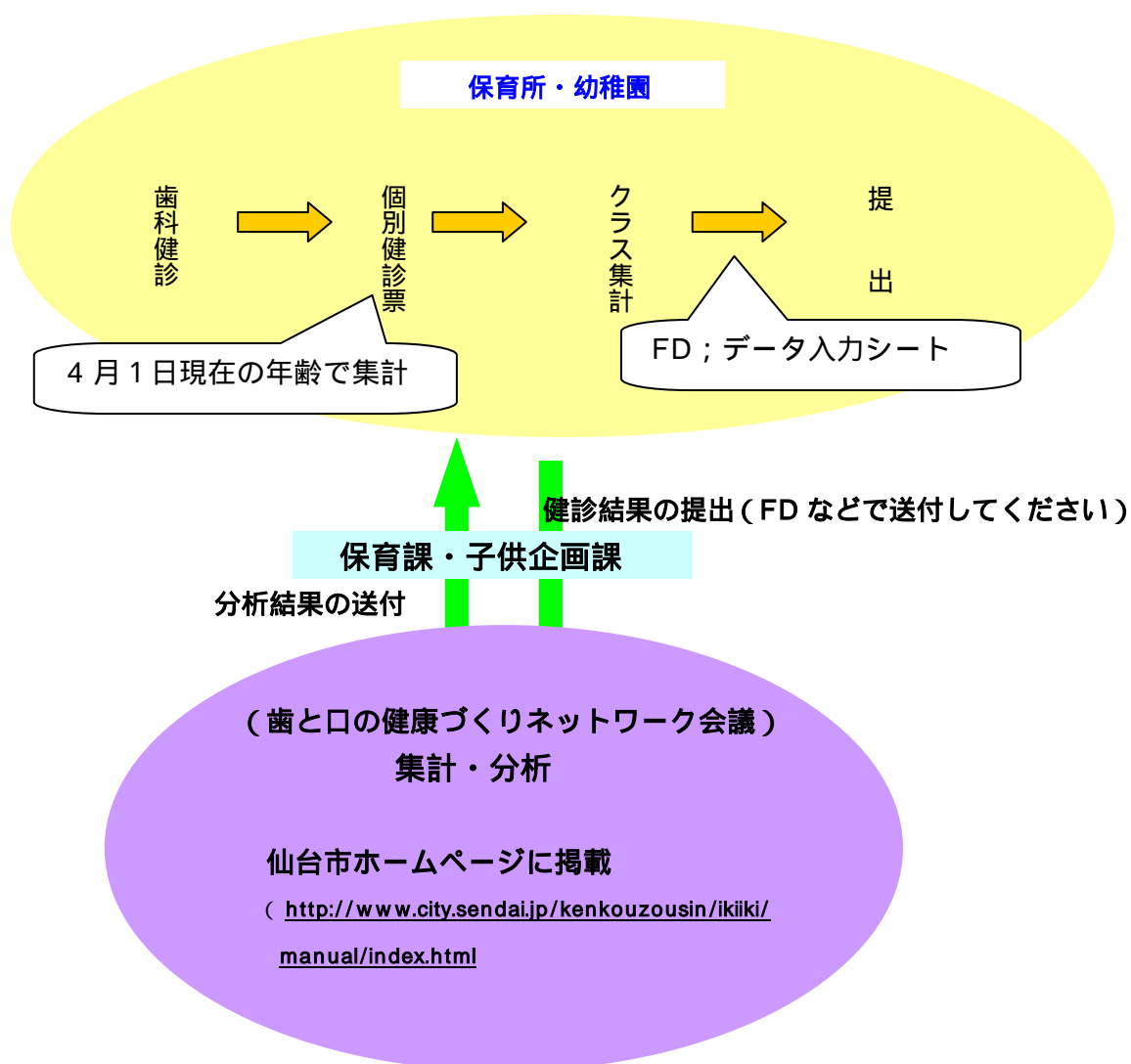
健診結果(データ)の入力されたFDは「子供未来局（保育所（園）は保育課・幼稚園は子供企画課）」に提出してください。

2 仙台市全体の集計・分析について

1) 提出された健診結果は「歯と口の健康づくりネットワーク会議」において仙台市全体の子供たちの健診結果として集約・分析し、これまでの取り組みの評価と今後の歯と口の健康づくりの基礎資料として活用されます。

2) 集計・分析された結果は仙台市のホームページに掲載されます。園での歯と口の健康づくりにお役立てください。

健診結果の集計・分析の流れ



診査基準および健康診査票（歯・口腔）の記入要領

- 1) 歯列・咬合：歯列の状態、咬合の状態を診査します。
 - 0 異常なし：乳歯列では歯間空隙のある歯列は正常
 - 1 要観察：軽度の歯列・咬合の不正がみられ、定期的観察が必要
 - 1～2歯の反対被蓋、切端咬合、垂直被蓋の浅い反対咬合（乳犬歯含まず）
 - 1～2mmの垂直開口、過蓋咬合、軽度叢生、正中離開、などで経過観察が適当なもの
 - 2 要精検：かなり重度の歯列・咬合の不正がみられ、専門医による診断が必要

* 重度の歯列異常とは

- ・叢生：隣接歯が互いの歯冠幅径の1/4以上重なる部位が前歯部の全体に見られる
- ・正中離開：上顎中切歯間に6mm以上の間隙が認められるもの（萌出が歯冠長1/3以下は除く）
上唇小帯の肥厚によるもの

* 重度の不正咬合とは

- ・反対咬合：乳犬歯を含む前歯部反対咬合
骨格性を疑われる下顎前突
- ・上顎前突：オーバージェットが8mm（デンタルミラーの直径の1/2程度）以上
- ・開咬：上下顎前歯の切縁間が垂直的に6mm（デンタルミラーのホルダーの太さ）以上
- ・臼歯部交叉咬合：下顎の偏位を伴い、片側臼歯部が交叉咬合

これらの不正咬合は重複して見られることもあるので、重度の方をカウントする。
乳歯列の不正咬合、特に開咬や上顎前突は口腔習癖（指しゃぶり等）に由来することが多いので習癖の継続状況とあわせて判断する。

歯数や程度に関係なく、現時点で精検が必要と判断されるものや、保護者から、矯正治療の相談の申し出のあるもの等で専門医による精密検査が必要なもの。

- 2) 歯垢の状態：前歯部唇面について次の基準により歯垢の付着状態を診査します。

- 0 良好：ほとんど付着なし
- 1 要観察：歯面の1/3以下に歯垢の付着が認められる
- 2 要指導：歯面の1/3を越える歯垢の付着が認められ、刷掃指導や保健指導を行う必要がある。また、前歯部以外でも萌出途中の歯に多量の歯垢の付着が見られる場合も含む。

3) **歯肉の状態**：前歯部歯肉について次の基準により歯肉炎の状態を診査します。

0 **異常なし**

1 **要観察**：歯垢の付着と軽度の歯肉炎が認められるが、歯石の付着はない

2 **要精検**：歯垢、歯石の付着を伴う歯肉炎が認められる

4) **歯式**：歯の診査は主に視診で行い、結果を歯式の欄に次により記入します。

現在歯：口腔内に存在する歯。萌出途中歯で歯冠の一部でも認められるものを含む。

・健全歯、未処置歯、処置歯に区分する

・癒合（癒着）歯は1歯とし、上位歯の歯名を当てる。

(1) 健全歯：う蝕およびう蝕が原因の歯科的処置の認められないもの、**斜線または連続横線で消す**、

・予防填塞（シーラント）の施されている歯は健全歯とし、（シ）と表記する。

(2) 未処置歯：治療を要するう蝕性病変の認められる歯、治療中および処置した歯にう蝕の再発の認められる歯、（C）と表記する。

・乳歯のフッ化ジアンミン銀（商品名、サホライド）塗布歯は未処置歯とし、（サ）と表記する。

(3) 処置歯：充填処置等により処置の完了している歯、（ ）と表記する

喪失歯：う蝕が原因で喪失した永久歯、（ ）と表記する。乳歯の自然脱落、外傷等による抜歯は含まれない。

要注意乳歯：保存の適否を慎重に考慮する必要が認められる乳歯（×）

要観察歯：う蝕とは判定しにくい初期う蝕病変の存在が認められるもの、小窩裂溝の着色、平滑面の脱灰を疑わせる白濁斑、褐色斑が認められるが、エナメル質の軟化、実質欠損が確認できないもの、（CO）と表記する

5) **COの有無**

乳歯および永久歯の要観察歯（CO）の有無について記入します。

0 **要観察歯なし**

1 **要観察歯あり**

6) **歯の状態**

歯式の欄に記入された当該事項について上下左右の歯数を合計した数値を該当欄に記入します。

7) **その他の疾病及び異常**

う蝕以外の歯の疾病、異常および舌、口腔軟組織の疾病、異常について記入します。

・癒合（癒着）歯、外傷による破折、エナメル質形成不全、など

・舌小帯異常、上唇小帯付着異常、口内炎、など

8) 歯科医所見

園においてとるべき事後措置に関連して歯科医が必要と認める所見を記入押印し、押印した月日を記入

- ・CO、下顎前突、先欠、過剰歯（要レントゲン診査）など

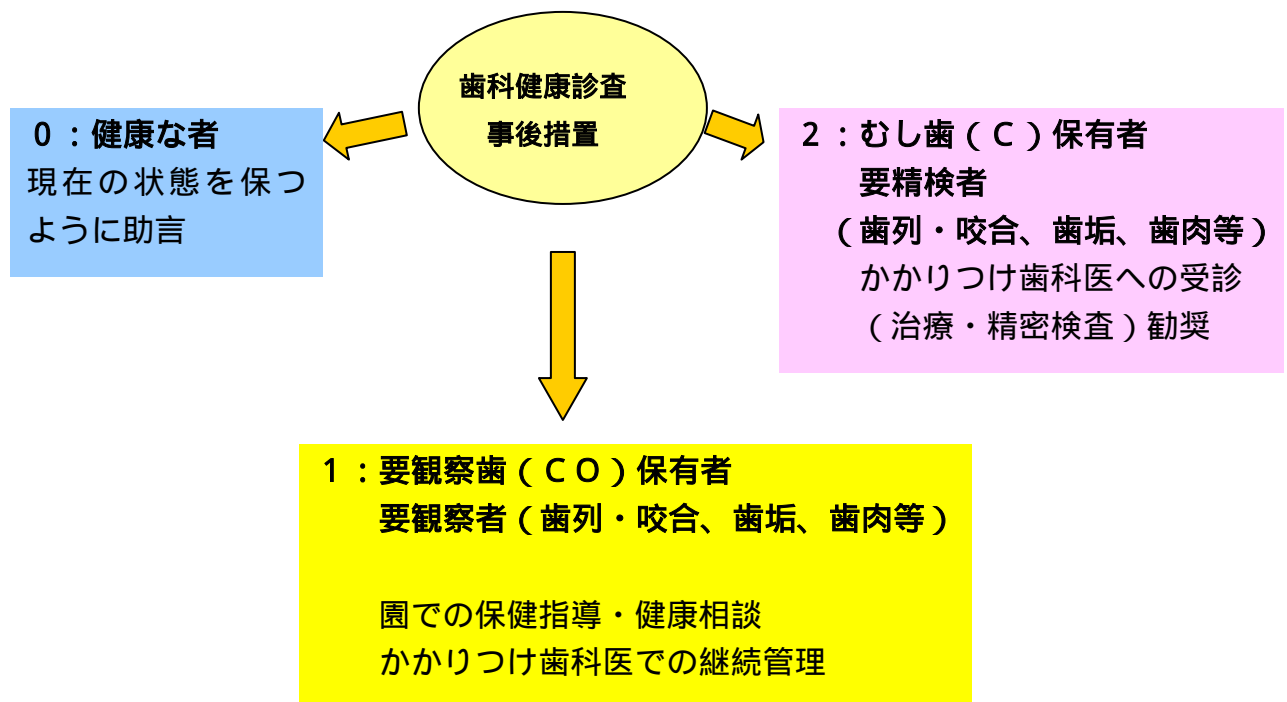
9) 事後措置

保健調査票、健診結果等から判断し、当該幼児に対して園においてとるべき事後措置を具体的に記入します。判定は3区分にわけ0, 1, 2で記入します。

0：特段の事後措置を要しないもの

1：園において保健指導や健康相談の必要なもの

2：医療機関で精密検査、治療の必要なもの



【参考 2】 データ入力シート記入要領

Microsoft Excel - F健診Data入力2002-2003 .xls

平成 0 年度 歯科健康診断データ入力シート

クラス	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
クラス名															
健診月日		0 月 0 日					乳 歯			永 久 歯					
							むし 歯			むし 歯					
No	クラス	年齢	歯列咬合	歯垢の状態	歯肉の状態	その他の異常	OOの有無	現在歯数(乳)	未処置歯数(乳)	処置歯数(乳)	現在歯数(永)	未処置歯数(永)	処置歯数(永)		
1															
2															
3															
4															
5															
6															
7															
8															
9															
10															
11															
12															
13															
14															
15															
16															
17															
18															
19															
20															
21															
22															
23															
24															
25															
26															
27															

歯科健診入力ツール
再表示

歯科健診入力ツール
終了

「データシート」1枚に年齢、クラスにかかわらず、健診を受けた全ての人数分を入力してください。

入力専用のツールバーです。ブルーまたはグレーの部分ドラッグすれば、自由に場所を移動できます。

施設に関する情報を入力します。クリックすると、入力フォームが表示されます。
これは最初に行う操作です。

クリックすると結果が参照できます。

クリックすると記入要領が参照できます。

該当する数値を入力します。

健診の結果から、歯の本数を入力します。

歯科健康診査ガイドは幼稚園、保育所において行われる歯科健康診査の流れ、診査基準、集計方法等をまとめたものです。診査基準等の統一は地域全体あるいは施設単位の乳幼児期の歯と口の健康づくり推進の基盤となります。幼稚園・保育所の歯科健診が本ガイドの活用により、より充実したものとなることを希望します。

本ガイドは「歯と口の健康づくりネットワーク会議・むし歯予防評価部会（仙台歯科医師会、東北大学大学院歯学研究科口腔保健発育学講座小児発達歯科学分野、仙台市私立幼稚園連合会、仙台市保育所連合会、仙台市）」が制作しました。

「学校歯科医の活動指針，歯・口腔の健康診断パネル（日本学校歯科医会）」、「みやぎの学校歯科健診パネル（宮城県歯科医師会）」等を参考としました。

歯と口の健康づくりに関する問い合わせ先

健康福祉局・健康増進課健康増進係

〒980 - 8671 青葉区国分町3丁目7 - 1 214 - 8198

青葉区保健福祉センター 家庭健康課健康増進係

〒980 - 8701 青葉区上杉1丁目5 - 1 225 - 7211 (内) 6786

宮城総合支所 保健福祉課保健係

〒989 - 3125 青葉区下愛子字観音堂5 392 - 2111 (内) 5243

宮城野区保健福祉センター 家庭健康課健康増進係

〒983 - 8601 宮城野区五輪2丁目12 - 35 291 - 2111 (内) 6788

若林区保健福祉センター 家庭健康課健康増進係

〒984 - 8601 若林区保春院前丁3 - 1 282 - 1111 (内) 6785

太白区保健福祉センター 家庭健康課健康増進係

〒982 - 9601 太白区長町南3丁目1 - 15 247 - 1111 (内) 6783

秋保総合支所 保健福祉課保健係

〒982 - 0243 太白区秋保町長袋字大原45 - 1 399 - 2111 (内) 5242

泉区保健福祉センター 家庭健康課健康増進係

〒981 - 3189 泉区泉中央2丁目1 - 1 372 - 3111 (内) 6784

歯と口の健康づくりマニュアルは

仙台市のホームページ（下記のアドレス）でもご覧になれます。

<http://www.city.sendai.jp/kenkouzousin/ikiiki/manual/index.html>

平成19年2月 第一版